

◆ 町役場の代表電話は☎(84)1111です ◆

**■乳幼児健康相談の
お知らせ**
(健康福祉課)

「子どもが健やかに生まれ育つ町」を目指して、年4回乳幼児健康相談を実施しています。軽にご相談ください。

○日時 3月6日(土)
受付 午前9時40分から
10時まで

○場所 保健センター

○内容 身体計測
子育て相談等
○お問い合わせ
保健センター☎(84)1910

■いばらき子育て家庭優待制度を実施しています
(健康福祉課)

茨城県では、社会全体で子育て家庭を応援するため、協賛店舗で各種サービスが受けれることができる「いばらきKids Club」カードを配布しています。なお、カードは、健康福祉課で対象者にお渡ししています。

また、福島・栃木・群馬各県の優待カードを利用して、それぞれの県の協賛店舗で優待サービスを受けることができるようになりました。例えば、栃木県の協賛店舗を利用したい場合、栃木県の優待カードを茨城県庁

で取得し、栃木県の協賛店舗でサービスを受けることができます。

○対象者

【茨城県・栃木県・群馬県】

・妊娠中の方

・18歳未満の子どものいる家庭
(1家庭につき1枚)

【福島県】
・18歳未満の子どものいる家庭

○協賛店舗

「茨城県子ども家庭課」のHP

Pでご覧になります。
www.kids.pref.ibaraki.jp/kids/po/

○お問い合わせ
社会福祉G(内線2337)

■処理困難物の有料回収を実施します
(建設環境課)

ごみ集積所に出せないごみ(処理困難物)の有料回収を次のように実施します。

○日時 3月21日(日)
受付 午前9時から11時まで

○実施場所 役場西側

○処理手数料

区分大	2,000円
区分中	1,000円
区分小	500円

○当日回収できないもの
持参してください。

○当日回収できないもの



- ・お店や事業所から出るごみ
- ・農機具
- ・テレビ・エアコン・洗濯機(衣類乾燥機含む)・冷蔵庫(冷凍庫含む)の家電4品目
- ・その他一般廃棄物でないもの

■戸別回収を希望される方

役場までの処理困難物の持ち込みが困難な方については、別途、戸別回収に伺うサービスも実施しています。

なお、この場合、処理手数料のほかに収集運搬手数料が必要となります。

戸別回収を希望される方は、事前に電話にてお申し込みください。

○戸別回収申込受付期間
3月8日(月)から12日(金)まで

○収集運搬手数料

区分大	1,000円
区分中	500円
区分小	300円

○お問い合わせ
生活環境G(内線2996)

■工場立地法の届け出窓口が変わります
(建設環境課)

4月1日から、これまで茨城県が一括して行ってきた工場立地法の事務が町に移管されることになりました。

工場立地法は、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるよう定められたもので、工場の新・増設等をする際、事前に届け出ることが義務づけられています。

○届出対象工場
製造業、電気・ガス
熱供給業者

○規模
敷地面積9,000m²以上ま

たは建築面積3,000m²以上
工場の敷地面積に対し、生産施設面積に上限を設けるとともに、一定割合以上の緑地等の環境施設面積を確保することを義務づけています。

○制度の仕組み
業種別に30%から65%

・緑地面積率 20%以上
・環境施設面積率 25%以上
・環境施設の配置 15%以上
当該工場敷地の周辺地域に配置

(建設環境課)

4月1日から、これまで茨城県が一括して行ってきた工場立地法の事務が町に移管されることになりました。

工場立地法は、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるよう定められたもので、工場の新・増設等をする際、事前に届け出ることが義務づけられています。

○届出対象工場
製造業、電気・ガス
熱供給業者

○規模
敷地面積9,000m²以上ま

たは建築面積3,000m²以上
工場の敷地面積に対し、生産施設面積に上限を設けるとともに、一定割合以上の緑地等の環境施設面積を確保することを義務づけています。

○制度の仕組み
業種別に30%から65%

・緑地面積率 20%以上
・環境施設面積率 25%以上
・環境施設の配置 15%以上
当該工場敷地の周辺地域に配置

4月1日から、これまで茨城県が一括して行ってきた工場立地法の事務が町に移管されることになりました。

工場立地法は、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるよう定められたもので、工場の新・増設等をする際、事前に届け出ることが義務づけられています。

○届出対象工場
製造業、電気・ガス
熱供給業者

○規模
敷地面積9,000m²以上ま

たは建築面積3,000m²以上
工場の敷地面積に対し、生産施設面積に上限を設けるとともに、一定割合以上の緑地等の環境施設面積を確保することを義務づけています。

○制度の仕組み
業種別に30%から65%

・緑地面積率 20%以上
・環境施設面積率 25%以上
・環境施設の配置 15%以上
当該工場敷地の周辺地域に配置

(建設環境課)



畳・ふすま・障子・あみ戸 張替え
見積り無料 豊富な品揃え 家具移動無料 朝お預かり夕方納品もOK

**らくらく畳替え
サービス** **有渡招置店**
☎(0280) 84-1302 五霞町元栗橋2843-2